

## V その他

### 1 あおもり若者定着奨学金返還支援制度

若者の県内定着・還流の促進及び産業人財の確保を図るため、県内で就業・居住する大学等卒業者の奨学金の返還を県内企業等と連携して支援します。

※制度の詳細は、県がホームページ等で公表する要綱等をご覧ください（令和4年6月頃予定）。

#### (1) 支援対象

- ①大学生等 募集対象年度における大学等の新卒者及び既卒者（35歳未満）
- ②企業等 次のいずれかに該当する法人、団体又は個人事業者で、趣旨に賛同し資金を拠出する企業等（これを「あおもり若者定着サポート企業」といいます。）
  - ア) 大学生等の採用に関する権限がある事業所等を青森県内に有する企業等
  - イ) 勤務地が原則として青森県内に限定される採用形態での採用を行う企業等

#### (2) 支援対象とする奨学金の種類

日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）  
青森県育英奨学会の大学奨学金

#### (3) 支援条件

募集対象年度に「あおもり若者定着サポート企業」に就職し、6年以上就業かつ県内に居住すること。

#### (4) 支援内容

「あおもり若者定着サポート企業」での就業及び県内居住の要件を満たして3年経過時に支援額の1/2を、6年経過時に残りの1/2を、それぞれ県とサポート企業が同額ずつ負担して奨学金貸与機関に繰上返還する形で支援します。

支援額は、下表に基づき「あおもり若者定着サポート企業」が選択した額とします。

（「あおもり若者定着サポート企業」は、支援の要件を満たした後、それぞれ支援額の1/4を県に寄附していただきます。）

卒業・修了した学校	支援額の上限額	「あおもり若者定着サポート企業」が選択できる支援額 ※カッコ内は寄付額
4年制大学、6年制大学、大学院、高等専門学校専攻科	返還総額（既卒者の場合は返還残額）の1/2又は1,500千円のいずれか低い方の額	1,500千円（750千円）、 1,000千円（500千円）、 600千円（300千円）
短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程	返還総額（既卒者の場合は返還残額）の1/2又は750千円のいずれか低い方の額	750千円（375千円）、 500千円（250千円）、 300千円（150千円）

【担当窓口】 県企画政策部 地域活力振興課 移住・交流推進グループ  
TEL 017-734-9174 FAX 017-734-8027

## 2 本社機能の移転・拡充に対する支援

本社機能の移転や拡充を行う事業者が、県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けることにより、課税等の特例の支援を受けられます。

### (1) 支援内容

- ① 中小企業基盤整備機構による債務保証  
保証限度額 15 億円
- ② 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例  
特別償却又は税額控除の選択
- ③ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例  
増加雇用数に応じて税額控除

### (2) 主な認定要件

- ・事務所や研究所、研修所など本社機能を有する施設の移転・整備を行うこと
- ・増加させる常時雇用する従業員が5人（中小企業者は2人）以上であること
- ・施設整備に係る計画期間が県の地域再生計画の計画期間であること
- ・風俗営業等に該当する事業の事業者でないこと

詳細は下記HPをご確認の上、お気軽にお問い合わせください。

本社機能の移転・拡充に対する支援のお知らせ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/chiiikisaisei.html>

【担当窓口】 県商工労働部 商工政策課 企画調整グループ  
TEL 017-734-9366 FAX 017-734-8106  
県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ  
TEL 017-734-9381 FAX 017-734-8109

## 3 ものづくり企業スマート化促進事業

新型コロナウイルス感染症の影響により先行きの不確実性が高まる現状において、県内ものづくり企業が環境変化に対応していくためには、自社の経営戦略に即したスマート化・デジタル化を進め、企業変革力を高める必要があります。本事業では、このような新型コロナの影響で顕在化したものづくり企業の課題を解決するため、意識啓発から具体的な導入支援まで一貫して取り組みます。

### (1) スマート化・デジタル化に向けた理解促進

セミナーや現場見学会等に加え、設備導入診断・助言により、スマート化・デジタル化に関する理解促進を図ります。

### (2) スマートものづくりに向けた先端設備（ロボット・IoT・AI）導入支援

先端設備の導入により企業変革力向上に取り組む県内ものづくり企業に対し、導入経費の一部を補助し、スマート化・デジタル化を直接的に後押しします。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ  
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

## 4 中小企業DX推進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中小企業等のデジタル化に対する意識が高まった一方、コロナをはじめとする外部環境の急激な変化に対しては、単なる業務のデジタル化にとどまらず、デジタル化を通じた企業のビジネスモデル等の変革、いわゆるデジタルトランスフォーメーション（DX）が重要であると言われています。

本事業では、県内企業のDXを推進するため、意識啓発や企業としての変革に向けたDX戦略の策定支援に取り組みます。

- (1) DXに向けた意識啓発  
外部環境の急激な変化に対して必要な、県内企業のDXを促進するフォーラムを開催します。
- (2) 県内企業のDX実態調査の実施  
DXの推進のために必要な基礎調査として、県内企業へアンケート調査・ヒアリング調査を実施します。
- (3) 中小企業DX支援体制の強化  
DXを伴走型支援する「DXコーディネーター」の設置など、DX支援体制の強化により、県内企業のDX戦略の策定を支援します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ  
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

## 5 レッツBuyあおもり新商品認定事業

新商品開発や新事業創出に積極的に取り組む県内中小企業者等が開発し製造する新商品を県が認定し、レッツBuyあおもり新商品としてPR等に努めることや、当該商品を随意契約により購入することで、新商品開発や販路拡大を支援します。

- (1) 申請者の要件  
次のいずれかに該当し、新商品を開発し製造する方
  - ・県内に本店又は主たる事務所を有する者
  - ・県内に工場又は事業場を有する者
  - ・県内に住所を有する個人
- (2) 対象商品
  - ・概ね5年以内に開発されたものとし、新規性、有益性、実現性等に照らして審査会で認定されます。
  - ・医薬品、食品は対象外です。
- (3) 支援策
  - ・県庁内への試験的購入、評価、販売者へのフィードバック
  - ・（公財）21あおもり産業総合支援センターによる首都圏販路開拓支援
  - ・報道機関への情報提供やホームページにおける商品の紹介
  - ・ホームページ等による情報発信
  - ・民間企業とのビジネスマッチング
  - ・首都圏等での展示会への出展等への推薦

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ  
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

## 6 食品事業者等販路開拓支援事業

コロナ禍による経済・社会の変化（DXの進行、ECサイト市場の拡大）に対応しきれていない県内食品事業者等の販路開拓を支援するため、ECサイトを活用した販路開拓に取り組む事業者を育成するほか、コロナ禍による社会の変化に応じた展示会出展のノウハウ取得を支援します。

### （1）ECサイト販売力強化支援

#### ① ECサイト販売力ステップアップ支援

ECサイト向けの商品開発や検索対策等について、各参加事業者の課題解決に向けて、テストマーケティングの前後で個別指導を実施します。

#### ② ECサイトにおけるテストマーケティング

座学で学んだ内容の効果をはかり、自社での販売にフィードバックするため、ECサイトでテスト販売を実施します。

### （2）オフラインでのアプローチ強化支援

#### ① 展示会提案力アップデート支援

販促物の作成方法や展示会にて取得した名刺の分析方法等について、各事業者の課題解決に向けて、展示会の前後で個別指導を実施します。

#### ② 首都圏展示会出展支援

座学で学んだ効果の内容をはかりながら、業界のトレンドを吸収するために、首都圏の展示会に青森県ブースとして実行委員会を組んで出展します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 マーケティング支援グループ  
TEL 017-734-9375（直通） FAX 017-734-8107

## 7 地域事業承継促進・後継者育成事業

新型コロナによる県内中小企業への影響を踏まえながら、国の支援事業と連携して、地域主体の事業承継支援体制の強化や経営者の承継意識の向上を図るとともに、後継者候補の人財育成等に取り組むことで県内中小企業の円滑な事業承継を促進します。

### （1）地域主体事業承継支援体制の強化

#### ① 地域事業承継サポートミーティングの実施

県内6地域に事業承継支援に係る情報共有・意見交換の場である「地域事業承継サポートミーティング」を設置し、地域主体の事業承継支援を推進します。

#### ② 地域主体事業承継支援モデルの構築

地域における支援スキルの向上のため、事業承継支援モデルを構築します。

### （2）ベンチャー型事業承継の普及

#### ① ベンチャー型事業承継セミナーの実施

若手後継者候補等に対し、ベンチャー型事業承継を普及・促進するセミナーを実施します。

#### ② ワークショップの開催

ベンチャー型事業承継に関するワークショップを開催します。

### （3）承継意識の向上

#### ① 第三者承継フォーラムの開催

県内中小企業や支援機関等に対して第三者承継を啓発するためのフォーラムを開催します。

#### ② 新聞広告・テレビCM等の実施

マスメディアと県広報媒体の活用により、県内中小企業の経営者等の事業承継に取り組む意識を喚起します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

## 8 神戸とつながり発展するビジネス交流推進事業

神戸と青森の企業間でのビジネス交流推進等を目的として、ビジネス相互交流に向けたマッチング、情報発信、ビジネス連携事例の創出に取り組みます。

### (1) ビジネス交流に向けたマッチング

神戸と青森の企業を対象として、ビジネス交流に向けた企業ニーズ等を調査します。また、企業ニーズの調査結果を踏まえて、企業間マッチングや商工団体等の交流等に取り組みます。

- ①神戸・青森における企業ニーズ等の調査
- ②企業ニーズに応じたビジネスマッチング
- ③ビジネス交流推進会議の設置

### (2) ビジネス交流に向けた機運醸成

ビジネス分野における具体的な連携事例の紹介や交流イベントの開催を通じた情報発信に取り組み、ビジネス交流に向けた機運醸成に取り組みます。

- ①各種情報誌やweb等を活用した情報発信
- ②神戸・青森交流イベントの開催

### (3) ビジネス交流による連携事例の創出

県内企業が神戸の企業と連携して取り組むビジネスプランを公募し、企業間連携によるビジネスモデルを構築するとともに、人的ネットワーク形成に取り組みます。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 マーケティング支援グループ  
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107

## 9 あおもり創業・起業支援強化事業

魅力あふれる多様なしごとづくりや、創業による地域社会への貢献度向上のため、女性・U I Jターン創業の推進や地域課題解決型創業の促進のほか、足腰の強い堅実な創業・起業に向けた支援プラットフォームの機能の充実・強化に取り組みます。

### (1) 女性・U I Jターン創業の推進

- ①先輩女性起業家等を活用した支援環境の整備  
あおもり女性創業サポーターズ「あおもりフルール」の任命や女性起業アテンダントの養成を行います。
- ②U I Jターン創業のPR  
U I Jターン創業事例集とPR動画の作成や首都圏イベントへの創業者派遣等を行います。

### (2) 地域課題解決型創業の促進

地域課題解決型創業希望者等によるワークショップや地域滞在型スキルアップ合宿、ビジネスプランコンテストを実施します。

### (3) 支援プラットフォーム機能の充実・強化

- ①地域インキュベーション体制の確立  
(公財) 21 あおもり産業総合支援センターにインキュベーション・マネジャー(女性1名含む)を配置し、県内外での伴走型支援や相談ルームへの派遣、創業後のフォローアップを行います。
- ②先輩起業家等を活用した支援環境の整備  
先輩起業家等を活用し、少人数交流会を実施します。
- ③合同支援制度説明会の開催  
市部で、関係機関等が一堂に会した各種支援制度の説明会を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

## 10 事業承継税制・金融支援の認定

平成29年4月1日から都道府県が事業承継税制や金融支援の申請及び認定の窓口になりました。

- (1) 事業承継税制・・・後継者が、非上場の株式等を相続や贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度。平成31年4月より個人事業者が事業用資産を承継する際の相続税・贈与税を納税猶予する個人版事業承継税制が開始。
- (2) 金融支援・・・株式、事業用資産の取得など、経営の承継に伴い必要となる資金を調達する際に適用される、信用保険法の特例（信用保証枠の拡大）及び株式会社日本政策金融公庫の特例（低利融資）

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

## 11 青台連携新産業創出事業

台湾企業との連携による新たなビジネスの創出を図るため、台湾の強みを生かした新たなビジネスにチャレンジする県内企業の支援や、台湾企業の投資促進に向けたプロモーション活動等を通じて、台湾とのビジネス交流を促進します。

- (1) 台湾の強みを活用したビジネスの創出
  - ①新たなビジネスモデルの創出  
台湾の強み（スイーツ、デザイン等）を活用した商品開発など、新たなビジネスモデルを創出し、県内企業による新たな事業展開を促進します。
  - ②ビジネスプランコンテストの開催  
若者視点の新たな発想によるビジネスプランを募集、選定して内容の普及を図る。
  - ③青森の強み・技術を生かした商品開発（県産酒類・飲料）  
本県の強み（発酵技術等）と台湾産果実を活用した新商品の開発に向けて、産技センターにおいて最適な製造技術を開発する。
- (2) 台湾企業による県内投資の促進  
台湾企業の投資（業務提携等も含む）を呼び込むため、県内企業や工業団地の視察を通じてPR活動を展開する。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ  
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

## 12 青森県内企業と台湾企業とのビジネス交流スタートアップ支援

平成30年12月に「イノベーション・ネットワークあおもり」と「台日商務交流協進会」及び「台北市進出口商業同業公会」との間で締結した経済交流覚書に基づき、青森県と台湾の経済発展に向けてビジネス交流に関する支援を行います。

### (1) 概要

青森県企業又は台日商務交流協進会及び台北市進出口商業同業公会会員企業が、日台企業間のビジネス交流を希望する場合、以下の支援を行います。

- ① 面談候補企業の選定
- ② 面談日程の調整（初回のみ）
- ③ 打合せスペースの提供
- ④ 通訳サービスの提供（初回顔合わせのみ）
- ⑤ 事務局の同行（初回のみ）

### (2) 費用

本支援に係る費用は原則として無料です。

ただし、通訳サービスの提供については初回顔合わせ時のみとし、2回目以降継続したやりとりが発生した場合は、通訳の確保・負担等は各企業にご対応いただきます。

（上記③④について、台北市進出口商業同業公会は有料）

<台日商務交流協進会>

台日企業間のビジネス交流の促進に向け、多角的な支援を展開する団体。台湾中小企業を中心として会員数116名。

<台北市進出口商業同業公会>

貿易の発展・拡大を目的とした多くの活動を展開する民間企業団体。台北市及びその周辺都市を中心に会員企業約6,000社。

詳しくはホームページをご覧ください。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/taiwan\\_business\\_startup.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/taiwan_business_startup.html)

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ  
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

## 13 あおもりデジタルシフト推進事業

デジタル技術を活用した新たなビジネスの創出を図るため、産学官で構成する「あおもりクロステック※活用研究会」を設立し、ビジネスモデルの検討や事業可能性調査などに取り組むことで、県内企業による新たな事業展開を促進する。

※クロステック：既存の産業分野にデジタル技術を取り入れることで、新しい価値や仕組みを提供すること。

### (1) あおもり X-TECH 活用研究会の設置・運営（R4～R5）

産学官で構成される「あおもりクロステック活用研究会」を設置し、先進事例等の情報共有を図るとともに、ワーキンググループでの検討や事業化の可能性を確認する調査などを実施する。

### (2) X-TECH 活用コンテストの開催（R4）

県内の若者（大学生等）を対象として、デジタル技術で地域課題を解決するビジネスプランを募集し、実現性の高いプランを選定する。選定されたプランについては、県内IT企業とともにブラッシュアップを図り、研究会へフィードバックする。

### (3) ビジネスモデルの創出（R5）

研究会の活動等を通じて生まれたビジネスプランについて、実証事業を行い、研究会等を通じて、その成果を普及する。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ  
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

## 14 あおもりPG台湾ビジネス挑戦事業

コロナで停滞した台湾と本県の経済交流を復活し、「あおもりPG」の台湾展開を促進するため、県内企業と台湾企業とのビジネスマッチングに取り組むとともに、認知度向上に向けた台湾プロモーションや現地インフルエンサー等を活用した情報発信に取り組む。

- (1) 越境EC・WEBビジネスマッチング  
台湾薬事関連法に対応可能な商談マッチング支援者を配置し、越境ECやWEB商談等を中心とした台湾販路拡大を支援します。
- (2) 台湾プロモーション  
台湾での「あおもりPG」ブランド浸透を図るため、知事による現地プロモーション等を実施します。
- (3) お土産として選ばれるインバウンド向けPG商品PR強化支援  
現地インフルエンサーを招聘し、効果的な情報発信の検討等を実施します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

## 15 アップサイクルビジネス創出事業

本県由来の未利用資源を活用した新たなビジネスの創出を図るため、産学官で構成する「アップサイクルフォーラム」を設立し、事業化に向けた情報共有やネットワークを形成するほか、実証事業の成果普及等を通じて、県内企業による新たな事業展開を促進する。

- (1) アップサイクルビジネス普及推進事業
  - ① アップサイクルフォーラムの設立・運営 (R4~R5)  
アップサイクルビジネスを創出するため、産学官から構成されるフォーラムを設立し、事業者間の情報共有やネットワークの形成を図るほか、重点テーマ毎にセミナー及び専門家相談会を開催する。
  - ② 事業可能性調査の実施 (R4)  
県内企業によるアップサイクルビジネスの実現可能性を把握するため、県内外の市場調査や F/S 等を実施する。
  - ③ 首都圏プロモーションの実施 (R5)  
県外事業者とのビジネスマッチングを促進するため、首都圏展示会への出展を実施する。
- (2) アップサイクル製品開発促進事業  
アップサイクル製品の開発実証 (R5)  
新たなアップサイクルビジネスの創出に向けて、試作品の開発実証を実施するとともに、検証結果の情報発信に取り組み、県内企業への普及推進を図る。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

## 16 弘前大学COI二次参画企業社会実装実証事業

弘前大学COI参画企業と連携し、参画企業が開発したコア技術を県内企業（二次参画企業）が取り込み、活用することで、新たなヘルスケアサービスの社会実装を目指すために実証委託を行います。

- (1) 対象者 弘前大学COI参画企業1社以上を含む企業、大学等の複数の事業主体による事業実施体制を有し、県内に事業所を有する企業等（弘前大学COI参画企業との連携による提案を基本とします）
- (2) 対象経費
  - ① 人件費（委託事業に直接従事する調査員・研究員等の労務費）
  - ② 事業費（旅費・会議費・謝金・借料・外注費（請負契約）・印刷製本費・消耗品費・賃金（アルバイト）・通信運搬費・情報収集費）
  - ③ 一般管理費（①と②の合計額の10%以内）
- (3) 総額 委託料500万円（採択件数2件～3件）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115



## 17 ヘルスケアサービス実証事業

在宅高齢者や施設入居者の増加に加え、コロナ禍で新たに発生した在宅医療・介護・健康管理などの課題をふまえ、価格や内容が決められているサービス以外にも、自らのニーズに合わせて利用者が選択可能であり、かつ利用者のQOL向上に資するようなヘルスケアサービスビジネスモデル開発について、実証委託を行います。

- (1) 対象者 大学、試験研究機関、医療機関または介護事業者等による事業実施体制を有し、県内の主たる拠点を有する事業者
- (2) 対象経費 ① 人件費（委託事業に直接従事する調査員・研究員等の労務費）  
② 事業費（旅費・会議費・謝金・借料・外注費（請負契約）・印刷製本費・消耗品費・賃金（アルバイト）・通信運搬費・情報収集費）  
③ 一般管理費（①と②の合計額の10%以内）
- (3) 総額 委託料250万円（採択件数1件～2件）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

## 18 デザイン等知財活用製品開発促進事業

意匠法改正をビジネスチャンスととらえ、デザイン（意匠）・技術（特許）等を活用した製品開発を知財面から支援し、県内企業の競争力強化及び新事業等の創出を促進します。

- (1) 専門家等との連携によるデザイン活用製品開発支援事業  
企業が保有する潜在的なデザイン（意匠）保護を支援するとともに、クリエイターなどの専門家や支援機関と共にチームで支援することにより、企業デザイン力を向上させ、デザイン（意匠）を活用した製品開発につなげます。
- (2) 高付加価値製品の海外進出に対する伴走支援事業  
デザイン（意匠）・技術（特許）の視点を取り入れた高付加価値製品の海外（台湾等）進出を知財面から支援します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）  
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

## 19 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」によるマッチング支援

「あおもりジョブ」は、県内企業への就職を希望する学生や求職者等に、自社のPRをすることができる青森県公式就職情報サイトです。企業情報・求人情報・インターンシップ情報を無料で掲載できます。

### ■あおもりジョブの特徴

- ・掲載も更新も無料
- ・大手求人サイト「スタンプ」等に自動掲載
- ・移住支援金対象法人・求人の登録により応募者増の期待大

### ■掲載内容

- ・県内企業の自社情報 企業登録
- ・求人情報 求人登録
- ・インターンシップ情報 インターン登録

### ■利用方法

「あおもりジョブ」 (<https://aomori-job.jp/>) にアクセスし、システム利用登録の上、企業登録・求人登録・インターン登録を行ってください。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ  
あおもり人財確保推進センター（アスパム7階）  
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

## 20 新卒者地元就職促進プロジェクト事業

県内企業による県内就職の魅力発信と新卒採用のための高校・大学等への営業力の強化を進めるとともに、学生と県内企業の相互理解促進を図ります。

- (1) 官民連携による県内就職の気運醸成
  - ①賛同する県内企業を「あおり県内就職促進パートナー企業」として登録します。
  - ②共通のPRツール（ロゴやキャッチコピー、パンフレット等）を使用し、パートナー企業が高校生や大学生に対して県内就職をPRします。
  - ③高校生や大学生、保護者等に向けて県内就職の魅力と県内企業の情報を集中的に発信します。
- (2) 教育現場と企業のマッチング促進
  - ①「上手な新卒求人のかた」リーフレットを制作・配布します。
  - ②教員等が教える「上手な新卒求人のかた」セミナーを開催します。
  - ③企業と進路指導担当者の懇談会を開催します。
- (3) 学生と県内企業の相互理解促進
  - ①新規大学等卒業予定者等を対象に合同企業説明会を開催します。
  - ②民間団体と大学の連携によるインターンシップのモデルづくりを行います。
  - ③大学主催のセミナーや保護者会等でUターン支援策などを紹介します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ  
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

## 21 産地で作る冷凍食品産業振興事業

県産農産物を産地で冷凍する優位性をセールスポイントとした高品質な冷凍食品の開発により、食品産業の新分野の成長を図ります。

- (1) 推進体制の整備による商品開発
  - ① 産地フレッシュ生産体制の構築  
県産農水産物を産地で冷凍する「産地フレッシュ」の冷凍食品を開発するため、産地から加工、販売まで一体となった推進体制を構築
  - ② 生産の推進  
冷凍向け高品質野菜等の生産技術の確立
  - ③ 冷凍技術の開発  
県産農水産物に適した品目ごとの冷凍技術の開発
- (2) 産業振興に向けた進行管理
  - ① 県内関係者に対する情報提供  
本事業の取組内容及び成果情報等を関係者と共有
  - ② 試作品の開発  
試作品を開発し求評を得ることで商品開発へ活用

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ  
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

## 22 ニーズ対応型フローズンフーズ創出事業

冷凍食品の国内市場拡大を踏まえ、県産農水産物を活用して現在の消費者等ニーズにあった冷凍食品の開発を図るため、県内食品加工業者に対し専門家を含めた緊急かつ濃密な支援を実施します。

### (1) 実需者ニーズに応えたフローズンフーズの商品企画と開発促進

#### ① 実需者のニーズ収集

大手量販店等へのヒアリングによる商品企画案の作成

#### ② 食品加工業者に応じた商品企画シートの作成と商品試作

県内の食品加工業者が冷凍食品を製造するに当たり、収集したニーズを現状の設備・能力等で製造可能な商品づくりの実施

### (2) 開発したフローズンフーズの求評活動とブラッシュアップ支援

#### ① 販売関係者、消費者等への求評活動

販売関係者及び消費者等への求評を行い、この評価をもとに試作品をブラッシュアップ

#### ② 展示商談会等への出展支援

業界関係者に対する求評を行うための展示商談会への出展を支援

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ  
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

## 23 あおもり食品産業強化サポート事業（ビジネスチャンス拡大対策）

県外の中食・外食業者等を対象とした本県ならではの業務用食品の提案型セールス活動を展開しながら、取引先のニーズを把握し、県内食品加工業者とのマッチングを支援します。

### (1) 県内食品事業者と県外中食・外食業者等のマッチング支援

食品事業者の販路開拓力向上に向け、県外の中食・外食事業者等に対するセールス活動支援や、バイヤーの産地招請、産地商談会を実施

### (2) あおもり食産業支援サイトの運営

食品加工事業者の商品紹介、業務用食材のデータベースなどの情報をインターネットサイトで提供

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ  
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

## 24 トップブランド商品創出事業

本県ならではの食材を活用した本県を代表するトップブランド商品の創出に向けて、継続的に商品開発に取り組む意欲のある食品製造業者に対し、商品開発のコンセプトやターゲットの設定から試作品開発までの包括的な取組を支援します。

### (1) 対象者 県内食品製造業者

### (2) 内容

#### ① 県内事業者へのヒアリング調査

商品開発や首都圏への販路開拓に意欲的な食品製造業者に対し、直近の販売状況や直面している問題・課題等をヒアリングし、動向を把握

#### ② 商品開発アドバイスの実施

食品製造業者を3事業者程度公募し、首都圏のマーケットに精通した専門家により、商品開発で重要となるコンセプト・ターゲットの設定や商品設計等について、事業者ごとの個別課題に応じたきめ細やかなアドバイスを実施

### (3) 募集方法

令和4年4～5月に公募予定（総合販売戦略課のホームページに掲載）

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 ブランド推進グループ  
TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8158

## 25 首都圏・西日本における戦略的販路開拓推進事業

首都圏・西日本における県産品の販売拡大を図るため、これまで関係構築された百貨店やホテル・飲食店・EC企業のほか、新たな開拓手法などを通じて新規取引先への販路開拓活動を推進します。

- (1) インサイドセールス等効率的な販路開拓の実践
- (2) マーケティング専門家のアドバイスに基づく販路開拓活動の実践  
(県東京・大阪担当職員と連携し実施)
- (3) EC等実需者との共同企画（フェア）等を通じた販路開拓

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 ブランド推進グループ  
TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8158

## 26 企業の農業参入に対する支援

農業の多様な担い手を確保するため、企業等の農業参入を推進するとともに、既に農業参入している企業等の農業経営の安定に向けた取組を支援します。

- (1) 企業農業参入研修会の開催  
開催時期 令和4年9月（予定）  
開催内容 ① 県内外の優良事例発表・講演等  
先進的な農業参入企業や農業経営者、コンサルタント等の専門家による事例発表や講演を行います。  
② 関連施策の紹介  
農業参入に役立つ関連施策（農地中間管理事業、融資制度等）について情報提供を行います。
- (2) 相談窓口の設置  
構造政策課及び各地域県民局に相談窓口を設置し、農業参入に関心のある企業からの相談に随時対応しており、必要に応じ栽培技術や支援制度等について助言・指導を行います。

【担当窓口】 県農林水産部 構造政策課 農地活用促進グループ  
TEL 017-734-9462 FAX 017-734-8136

## 27 韓国誘客対策事業

北東北三県及び北海道合同によるソウル事務所を活用して、韓国市場をターゲットした県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

- (1) バイヤー招請事業  
県産品への理解を深めてもらうため、韓国からバイヤーを招請して、県内企業を訪問し、産地視察や個別商談等を行います。
- (2) 商談会開催事業  
ソウル市内において、現地バイヤー等との商談会を開催します。
- (3) 販路開拓支援事業  
韓国企業にサンプル品を提供するなどし、本県物産品のPRや韓国市場におけるニーズの把握を行います。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

## 28 あおもりビジネス海外展開推進事業

ものづくり企業（※）の幅広い海外取引や新たな海外ビジネスの実現のため、マッチング機会の創出等やフォローアップ・サポート体制の構築、現地でのスタートアップ支援を行い、更なる海外ビジネスの取組を支援します。

※県内ものづくり企業・・・ 県内で製造又は主たる加工がなされた工業製品（食料品、飲料・たばこ以外の製品）を製造・販売する企業

### （1）県内中小企業海外展開 PR・サポート事業

工業製品や食品以外の幅広い商品の台湾・ベトナムへの輸出に向けて、ものづくり海外取引拡大アドバイザーを設置し、海外企業との商談支援やフォローアップを実施するとともに、県産品の輸出以外の新たな海外ビジネス展開に向けて、対応する専門家による相談支援を行います。

### （2）現地商談マッチング・フォローアップ支援事業

県内中小企業の関心が高い台湾及び台湾とのつながりが深いベトナムにおいて、現地企業との商談機会を設置します。現地商談後は、引き続き、現地コーディネーター等と連携しながら、オンラインでの商談や代理商談等によるフォローアップを実施します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

## 29 東南アジア有望市場販路拡大事業

県内企業の東南アジアへの輸出拡大を支援するため、商談機会の提供やビジネスパートナーの発掘、安定的な商流確立への支援を行います。

### （1）タイ販路拡大事業

- ・ビジネスパートナーとして有望な店舗において、物産と観光が連携した物産展を実施することにより、「青森」ブランドを定着させ、輸出とインバウンド拡大の相乗効果を図り、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
- ・高級日本食店や居酒屋など複数店舗で同時期に県産品メニューを提供する青森フェアを開催し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

### （2）カンボジア県産品可能性調査事業

- ・信頼あるパートナーと連携し、現地富裕層等を対象とした試食求評会等を実施します。

### （3）シンガポール販路拡大事業

- ・シンガポールのバイヤー等を対象とした商談会と、県内企業が現地企業を直接訪問して具体の商談を促進する企業訪問ツアーを一体的に実施し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

### （4）ベトナム販路拡大事業

- ・ベトナムにビジネスネットワークを有する企業を通じて、現地情報の収集やビジネスマッチングを行い、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
- ・ベトナムのバイヤー等を対象に、商談会と県内企業が現地企業を直接訪問して具体の商談を促進する企業訪問ツアーを一体的に実施し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

## 30 国内旅行需要獲得対策事業

本県観光関連産業の維持及び観光需要の獲得を図るため、国の地域観光支援策に呼応した宿泊キャンペーン（宿泊割引及びクーポン券付与）を、国が示した内容に合わせて実施します。

### （１）県内旅行誘客促進キャンペーン事業

令和３年７月１８日から実施している「青森県おでかけキャンペーン」の目標人泊数を１４万人分追加した上で、令和４年度においても実施します。

### （２）新たなＧｏＴｏトラベル事業

これまで国が実施してきたＧｏＴｏトラベル事業が、令和４年度のゴールデンウィーク以降は都道府県が主体となって実施することとなるため、この動きに合わせ、本県においても全国居住者を対象とした宿泊キャンペーンを、約６６万人泊分を目標に実施します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 誘客交流課 国内誘客グループ  
TEL 017-734-9384 FAX 017-734-8126

## 31 中小企業経営革新支援事業

青森県では、「中小企業等経営強化法」に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援することにより、中小企業の創意ある向上発展に資することを目的として「中小企業経営革新支援事業」を実施しています。

(1) 法律の適用 「中小企業等経営強化法」の適用を受けるのは、以下の中小企業者又は組合等です。

○製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外） ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金3億円以下又は従業員300人以下
○卸売業	資本金3億円以下又は従業員900人以下
○サービス業（下記以外） ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
旅館業	資本金5千万円以下又は従業員100人以下
○小売業	資本金3億円以下又は従業員300人以下
	資本金5千万円以下又は従業員200人以下
	資本金5千万円以下又は従業員50人以下

事業協同組合、協業組合、企業組合等の組合及び組合連合会も対象になります。

(2) 支援の受け方

手続きに従い、「経営革新計画」を作成し、青森県知事の承認を得る必要があります。計画期間又は事業期間3年から5年間（研究開発期間を含む場合は最大8年間）

① 経営革新計画の内容

承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね以下の5種類に分類されます。

- ・ 新商品の開発又は生産
- ・ 新役務の開発又は提供
- ・ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・ 役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

② 経営革新計画の経営目標について

経営革新計画として承認されるためには、下記のア、イの基準のいずれにも適合することが必要です。

ア 付加価値額の向上

付加価値額又は1人当たりの付加価値額のいずれかについて、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 9%以上
- ・ 4年間の計画の場合 12%以上
- ・ 5年間の計画の場合 15%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

一人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

イ 給与支給総額の向上

給与支給総額について、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 4.5%以上
- ・ 4年間の計画の場合 6.0%以上
- ・ 5年間の計画の場合 7.5%以上

給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

各種手当には、残業手当、休日手当、家族（扶養）手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含みません。

### (3) 支援策の概要

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。

- ① 政府系金融機関による低利融資制度
- ② 「選ばれる青森」への挑戦資金（県の制度融資）
- ③ 中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例措置）
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑤ 高度化融資制度
- ⑥ ベンチャーファンドからの投資
- ⑦ 特許関係料金減免制度
- ⑧ 販路開拓コーディネーター事業
- ⑨ 日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイクレジット）
- ⑩ 貿易保険法の特例（※）

※海外展開による経営革新の場合のみ対象となります。

なお、支援措置については、承認をうけた後それぞれの支援機関等の審査が必要となります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ  
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107



◎ 中小企業者の経営相談フロー

